

## 別府医療センター 開放型病院実施要綱

### (目的)

第1条 別府医療センター（以下「病院」という。）は、地域中核病院としての従来の責務に加えて、患者中心の一貫性のある医療及び協定医師会会員の生涯研修のために、病院の開放、高度医療機器の使用、並びに相互の医学研修など病診連携によりさらに充実した医療を地域住民に提供することを目的とする。

### (登録医)

第2条 開放型病床の利用を希望する医師は、協定医師会会員とする。

- 2 登録期間は1年とする。
- 3 登録更新は毎年4月とし、双方に異存がないときは自動更新するものとする。

### (身分)

第3条 登録医は、病院の組織には所属しない。

### (責務)

第4条 登録医は、病院の諸規則、規程を遵守するものとする。

- 2 病院の主治医は、診断治療の責任をもつものとする。

### (紹介入院の手順)

第5条 患者の紹介、入院の手順及び入院の要否の決定は、病院の医長又は主治医と登録医の合意によるものとする。

### (診療)

第6条 登録医は、病院の医長又は主治医との連携のもとに、紹介した入院患者を診察し、検査や治療に参加することができる。ただし、次の事項を遵ものとする。

- (1) 診察のために来院するときは、地域医療連携室（時間外は医事当直）に備え付けの名簿に所定事項を記入するものとする。
- (2) 診療を行うときは、所定の名札を着用するものとする。
- (3) 診療に際して医長又は主治医を介して病院職員に対して指示することができる。

- (4) 診療時間は、原則午前8時30分から午後8時までとする。
- (5) 共同指導に際しては登録医及び主治医が患者の承諾を得て行うこととする。
- (6) 登録医が指導を行った場合は、診療録に記載するものとする。

(退院の手順)

第7条 患者の退院に際し、病院の主治医は必要に応じ、登録医と退院後の治療方針について協議する。また、登録医は病院の主治医から入院経過及び結果の報告をうけるものとする。

(支援)

第8条 病院は、登録医の院内活動を支援し、便宜を図らなければならない。

(開放型病院運営)

第9条 開放型病床の運営を円滑に行うため、地域医療支援病院運営委員会にて要綱の改正及び運営管理に関する事項を協議する。

第10条 開放型登録医の属する医療機関は別府医療センター地域医療連携病院として登録する

附則 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成29年7月1日から施行する。

# 開放型病院 登録医申込書

独立行政法人 国立病院機構  
別府医療センター 院長 殿

別府医療センター開放型病院の登録医として申し込みます。

令和 年 月 日

医療機関名	
所在地	(〒 — )
氏名	ふりがな( )
担当診療科	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	@

※複数医師をご登録される場合はコピーしてご使用ください。